

第 2 6 回 農 地 部 会  
議 事 録

期 日

平成 2 8 年 9 月 9 日 開 会

平成 2 8 年 9 月 9 日 閉 会

米 沢 市 農 業 委 員 会

平成28年9月9日(金) 午前9時30分 米沢市農業委員会第26回農地部会を米沢市役所3階庁議室に招集した。

出席委員(17名)

1番 吉田健二 委員	7番 中根友裕 委員	13番 菅野英一郎 委員
2番 大橋久芳 委員	8番 高橋信夫 委員	14番 安部輝雄 委員
3番 佐藤健一 委員	9番 鈴木孝一 委員	15番 伊藤精司 委員
4番 高橋祐弘 委員	10番 佐久間英之 委員	16番 高橋秀治 委員
5番 二宮啓一 委員	11番 上村貞義 委員	17番 大野澤 進 委員
6番 長谷部秀昭 委員	12番 中村圭介 委員	

欠席通告委員(1名)

18番 石川正義 委員

遅刻通告委員

なし

部会委員以外の出席委員

なし

部会委員以外の出席者

なし

会議に出席した事務局職員(5名)

事務局 長	町田 和利
農地 主 査	戸田 美恵子
主 査	水谷 春栄
主 査	佐藤 秀洋
主 事	渡部 史紀

## 会議に付議した事項

- |      |                                |
|------|--------------------------------|
| 報第1号 | 非農地証明の報告について                   |
| 議第1号 | 農地法第18条第1項第2号該当による同条第6項の通知について |
| 議第2号 | 農地法第3条第1項の規定による許可について          |
| 議第3号 | 事業計画変更申請について                   |
| 議第4号 | 農地法第5条第1項の規定による許可申請について        |
| 議第5号 | 農用地利用集積計画について                  |
| 議第6号 | 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画（案）について    |

開 会 午前9時30分

議 長 ちょっと時間前ですが、全員出席ということで部会のほうを進めさせていただきます。

毎週のように発生する台風ということで、今のところ大した被害もなく、ほっと胸をなでおろしているところです。また、稲刈り作業等を始めた方もおられるということで、大変これから忙しくなると思います。けがや事故のないよう、体調管理には十分気をつけていただきながら作業のほうをとり行っていたきたいと、こう思います。

それでは、ただいまより第26回農地部会を開催いたします。

初めに、農業委員憲章の唱和をお願いします。発声は7番中根友裕委員にお願いいたします。

(唱和)

石川委員が欠席ということで、本日の出席委員は、18名中17名であり、去る9月5日に通知しました第26回農地部会は成立いたしました。今回の議事録署名委員には4番高橋祐弘委員、5番二宮啓一委員を指名いたします。

早速議事に入りますが、その前に議案の訂正や議事運営について事務局からありませんか。

戸田農地主査 (挙手)

議 長 戸田主査。

戸田農地主査 議案の訂正等はありませんので、よろしくをお願いいたします。

議 長 それでは、報第1号 非農地証明の報告について、を議題といたします。議案の内容について、事務局より説明をお願いします。

渡部主事 (挙手)

議 長 渡部主事。

渡部主事 報第1号 非農地証明の報告について。下記の土地について、農地及び採草放牧地のいずれでもないことを証明しましたので報告します。

受理番号21号から27号までの計7件でございます。田4筆 2, 801㎡、畑9筆 2, 614㎡、合計13筆 5, 415㎡です。

受理番号21号 申請人 ○○○○、所有者も同一であります。土地等の表示と地積につきましては記載のとおりです。畑から宅地への転用です。転用年月日は昭和22年ごろ、昭和50年ごろです。申請理由は、昭和22年ごろに住宅を建て、現在は資料館になっているため。(71-9、71-10、71-19について) 昭和50年ごろより耕作をしなくなり、非農地化しているため(71-8、71-18について)です。

受理番号22号 申請人 ○○○○、所有者も同一であります。土地の表

示と地積につきましては記載のとおりです。田から宅地への転用です。転用年月日は平成9年6月25日、平成7年3月22日です。申請理由は、平成9年6月25日付指令東置地農第129号で転用許可を得ているため。(2130-4について)平成7年3月22日付指令農政第471号で転用許可を得ているため(774-2)です。

受理番号23号 申請人 ○○○○、所有者も同一であります。土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。畑から山林への転用です。転用年月日は昭和48年ごろです。申請理由は、昭和48年ごろから耕作しておらず雑木林の状態になっているためです。

受理番号24号 申請人 ○○○○、所有者も同一であります。土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。畑から宅地への転用です。転用年月日は昭和42年1月26日です。申請理由は、昭和42年1月26日付指令農拓第13298号で転用許可を得ているためです。

受理番号25号 申請人 ○○○○、所有者も同一であります。土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。田から宅地への転用です。転用年月日は昭和43年12月24日です。申請理由は、昭和43年12月24日から自動車整備工場のお客用駐車場として利用しているためです。

受理番号26号 申請人 ○○○○、所有者も同一であります。土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。田から雑種地への転用です。転用年月日は平成10年11月17日です。申請理由は、平成10年11月17日付指令東置地農第348号で転用許可を得ているためです。

受理番号27号 申請人 ○○○○、所有者も同一であります。土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。畑から宅地への転用です。転用年月日は昭和27年ごろです。申請理由は、昭和27年ごろ自宅を建て、以来宅地として利用しているためです。

以上、よろしくお願ひします。

議 長  
全 委 員  
議 長

ただいまの説明について、意見並びに質問ありませんか。

なし。

ないので、報告事案でもありますので、以上で報第1号 非農地証明の報告について、を終わります。

次に、議第1号 農地法第18条第1項第2号該当による同条第6項の通知について、を議題といたします。

それでは、受理番号37号から43号を上程いたします。議案の内容について、事務局の説明をお願いします。

水谷主査  
議 長

(挙手)

水谷主査。

水谷主査

議第1号 農地法第18条第1項第2号該当による同条第6項の通知について。このことについて、農地の賃貸借の合意による解約が成立したと下記のとおり通知があったので、その確認を得るため委員会に付議いたします。

受理番号37号から43号までの計7件です。申請人及び土地等の表示は記載のとおりです。筆数及び地積は、田100筆 44,549.00㎡、畑22筆 8,002.00㎡、よって合計122筆 52,551.00㎡です。

受理番号37号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地等の表示と地積につきましては記載のとおりです。解約事由は別人と賃貸借を結ぶためです。

受理番号38号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地等の表示と地積につきましては記載のとおりです。解約事由は別人と賃貸借を結ぶためです。

受理番号39号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地等の表示と地積につきましては記載のとおりです。解約事由は別人と賃貸借を結ぶためです。

受理番号40号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地等の表示と地積につきましては記載のとおりです。解約事由は別人と賃貸借を結ぶためです。

受理番号41号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地等の表示と地積につきましては記載のとおりです。解約事由は別人と賃貸借を結ぶためです。

受理番号42号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地等の表示と地積につきましては記載のとおりです。解約事由は別人と賃貸借を結ぶためです。

受理番号43号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地等の表示と地積につきましては記載のとおりです。解約事由は別人と賃貸借を結ぶためです。

以上、ご審議のほうよろしくお願いいたします。

議長  
全委員

ただいまの説明について、意見並びに質問ありませんか。ありませんか。  
なし。

議長

ないので、受理番号37号から43号について、議案書のとおり確認することに異議ありませんか。

全委員

異議なし。

議長

異議がないので、受理番号37号から43号について、議案書のとおりであることを確認いたしました。

次に、議第2号 農地法第3条第1項の規定による許可について、を議題といたします。

それでは、受理番号70号から73号を上程いたします。議案の内容について、事務局より説明をお願いします。

水谷主査  
議長

(挙手)  
水谷主査。

水谷主査

議第2号 農地法第3条第1項の規定による許可について。下記農地について、農地法第3条第1項の許可申請があったので、その可否を委員会に付議いたします。

受理番号70号から73号までの計4件です。申請人及び土地の表示は記載のとおりです。筆数及び地積は、田30筆 27,857.00㎡、畑38筆 14,049.00㎡、合計68筆 41,906.00㎡です。

受理番号70号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地等の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による賃貸借です。

受理番号71号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は経営移譲年金の受給のための使用貸借（再設定）です。

受理番号72号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は経営移譲年金の受給のための使用貸借（再設定）です。

受理番号73号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による売買です。

以上、ご審議のほうよろしくお願いたします。

議 長

この件について調査された委員は、調査結果について説明してください。では、70号。

4 番  
議 長  
4 番

(高橋祐弘委員 挙手)

高橋祐弘委員。

4番高橋です。

受理番号70号についてご説明申し上げます。

○○○○さん、△△△△さんということで、この間手塚隆委員とお話聞いてきました。○○○○さんが高齢になってできなくなったということでの賃貸借でございます。問題ないと思われしますので、よろしくお願いたします。

議 長  
6 番  
議 長  
6 番

では、71号。

(長谷部秀昭委員 挙手)

長谷部委員。

6番長谷部です。

71号についてご説明申し上げます。

この案件は安部委員の調査案件になります。貸人・借人の○○さん、親子関係だそうです。経営移譲年金受給のためということで、再設定ということで問題はありませぬ。よろしくお願いたします。

議 長

72号。

- 10番 議長 (佐久間英之委員 挙手)  
 10番 議長 佐久間委員。  
 10番 議長 10番佐久間です。  
 72号についてでありますけれども、〇〇さん、川西町の方でありまして、六郷地内の農地をやっているということで、8月31日の日電話確認をしたところ、息子さんへの年金移譲のための再設定という部分もありますので、問題ないと思われまして。よろしくお願ひします。
- 議長 5番 議長 73号。  
 5番 議長 (二宮啓一委員 挙手)  
 5番 議長 二宮委員。  
 5番 議長 5番二宮です。  
 73号についてご説明申し上げます。  
 この〇〇さんの田んぼを△△さんが長年借りてつくっておりましたけれども、なかなか面倒くさいということで買って下さいということで、△△さんが買い上げた田んぼでございます。何ら問題はございません。
- 議長 議長 それでは、受理番号70号から73号について、意見並びに質問ありませんか。
- 全委員 議長 なし。  
 議長 ないので、受理番号70号から73号までについて、許可することに異議ありませんか。
- 全委員 議長 異議なし。  
 議長 異議がないので、受理番号70号から73号について、許可することに決定いたしました。
- 次に、議第3号 事業計画変更申請について、を議題といたします。  
 それでは、受理番号7号から8号を上程いたします。議案の内容について、事務局より説明をお願いします。
- 渡部主事 議長 (挙手)  
 渡部主事 議長 渡部主事。  
 渡部主事 議長 議第3号 事業計画変更申請について。下記のとおり事業計画を変更したいと申請があったので、農業委員会に付議します。  
 受理番号7号 許可 昭和51年12月1日付、指令置構第7704号で農地法第5条の許可を得ております。本案件は、議第4号の受理番号22号の農地転用申請と同時申請であります。当初計画者 住所 米沢市〇〇町〇〇〇、△△△△、承継者 米沢市〇〇〇〇、△△△△、〇〇〇〇。土地等の表示、事業計画理由等については、記載のとおりです。  
 続きまして、受理番号8号 許可 昭和51年12月1日付、指令置構第



7704号で農地法第5条の許可を得ております。本案件につきましては、議第4号の受理番号23号の農地転用申請と同時申請であります。当初計画者 住所 米沢市〇〇町〇〇〇〇、△△△△。承継者 住所 米沢市〇〇町〇〇〇〇、△△△△。土地等の表示、事業計画理由等については、記載のとおりです。

以上、よろしく申し上げます。

議 長 　　ただいまの受理番号7号から8号について、意見並びに質問ありませんか。ありませんか。

全 委 員 　　なし。

議 長 　　ないので、受理番号7号から8号について、変更することを条件に承認することに異議ありませんか。

全 委 員 　　異議なし。

議 長 　　異議がないので、受理番号7号から8号について、は変更することを条件に承認することに決定いたしました。

次に、議第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。議案の内容について、事務局の説明をお願いします。

渡部主事 　　(挙手)

議 長 　　渡部主事。

渡部主事 　　議第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について。農地法第5条第1項の規定による売買または賃貸借等による農地の転用申請について、受理番号20号から24号の計5件で、田のみ8筆 1, 181.33㎡、よって合計も同一でございます。

受理番号20号 渡人 〇〇〇〇、受人 △△△△、土地等の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は雪捨て場の造成のためです。こちらは第1種農地で、集落接続です。

受理番号21号 渡人 〇〇〇〇、受人 △△△△、土地等の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は駐車場(4台)の造成のためです。こちらは第3種農地で、都市計画法の用途地域です。

受理番号22号 渡人 〇〇〇〇、受人 △△△△、〇〇〇〇、土地等の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は一般住宅の建設のためです。こちらは第3種農地で、都市計画法の用途地域です。

受理番号23号 渡人 〇〇〇〇、受人 △△△△、土地等の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は宅地の拡張のためです。こちらは第3種農地で、都市計画法の用途地域です。

受理番号24号 貸人 〇〇〇〇、借人 △△△△、土地等の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は作業ヤードの建設のためです。

こちらは第2種農地で、中山間地の小集団の農地です。

以上、ご審議よろしくお願いたします。

議 長 この件について調査された委員は、調査結果について説明してください。  
それでは、受理番号20号から24号を上程いたします。  
では、20号。

1 6 番 (高橋秀治委員 挙手)

議 長 高橋委員。

1 6 番 16番高橋です。

20号についてご説明します。

渡人〇〇〇〇さん、受人△△さん双方にお話を聞いてきました。〇〇さんの住宅が道路に面してしまして、雪の捨てるところがないということで、申請地を雪捨て場として使用したいということでしたので、よろしくお願します。

議 長 21号。

8 番 (高橋信夫委員 挙手)

議 長 高橋委員。

8 番 8番高橋です。

21号、22号、23号の案件についてご説明申し上げます。

21号は角屋委員の案件であります。角屋委員の話によりますと、8月29日現地確認してきまして、代理人の〇〇〇〇さんと電話で確認したということです。場所は〇〇〇〇地内で、県道△△△△沿いになります。こちらで△△△△さんが、現在申請地の隣接してある〇〇さん所有の住宅の一部を業者の倉庫として借りておりますが、現在駐車場スペースがなく倉庫から荷物の出し入れ時に非常に不便を来すので、申請地を譲り受け駐車場として利用したいということです。事前着工等はなかったそうです。問題ないと思われ

ます。  
続きまして22号、23号。こちらは花沢町地内になります。両案件とも渡人は同じ〇〇〇〇さんになります。こちらも8月29日に、私が現地確認して、代理人の△△△△行政書士さんから報告を受けております。22号のほうは、受人の〇〇〇〇さん、△△△△さんが現在アパート住まいのため、申請地を譲り受け居宅カーポートを建て永住したいということです。23号に関しましては、〇〇さんが現在宅地の出入り口が狭いため、申請地を譲り受けて出入り口として利用したいということです。事前着工等はございませんでした。問題ないと思われ

議 長 24号。

1 7 番 (大野澤 進委員 挙手)

- 議 長 大野澤委員。
- 1 7 番 1 7 番大野澤です。  
2 4 号をご説明申し上げます。  
8 月 3 1 日午前中でありましたけれども、〇〇の〇〇〇〇さん宅を訪問いたしまして、二人で現地を確認し、作業ヤードということで、高速道路のトンネル内の通信設備の基地局の建設に当たるということで、工事に必要な作業ヤードということで、事前着工もなく何ら問題ないというふうに思われます。よろしくをお願いします。
- 議 長 ただいまの受理番号 2 0 号から 2 4 号について、意見並びに質問ありませんか。
- 3 番 (佐藤健一委員 挙手)
- 議 長 佐藤委員。
- 3 番 3 番佐藤です。  
ちょっとお伺いしたいんですけども、2 4 号の作業ヤードということで、一時転用扱いになるわけですけども、期間が 3 カ月というような表示になっていますけれども、3 カ月間で使用が終わるんだかどうか。終わったら速やかに農地に復元して所有者に返すという流れになりますけれども、これからだと冬期間にかかるわけですから、この期間ちょっと 3 カ月というのは短い、3 カ月というのを更新をするんだかですけども、その辺わかればお伺いしたいと思います。
- 1 7 番 (大野澤 進委員 挙手)
- 議 長 大野澤委員。
- 1 7 番 工事完了予定の月日ですけども、許可後ですと 1 1 月の 1 0 日に一応完了するというような予定でありますので、問題ないと思われまますけれども。
- 議 長 よろしいですか。ではそのほかありませんか。
- 全 委 員 なし。
- 議 長 ないので、受理番号 2 0 号から 2 4 号について許可することに異議ありませんか。
- 全 委 員 異議なし。
- 議 長 異議がないので、受理番号 2 0 号から 2 4 号について許可することに決定いたしました。  
次に、議第 5 号 農用地利用集積計画について、を議題といたします。  
それでは、受理番号 1 号から 2 3 号までを上程いたします。議案の内容について、事務局の説明をお願いします。
- 佐藤主査 (挙手)
- 議 長 佐藤主査。

## 佐藤主査

議第5号 農用地利用集積計画について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により委員会に付議いたします。

本議案につきましては、受理番号1号から23号までの計23件でございます。内訳は、農地中間管理事業による新規の賃貸借権の設定が20件、また相対による新規の賃貸借権の設定が2件、再設定が1件でございます。

この筆数、地積につきましては、田のみ214筆 297, 575. 75㎡、よって合計も同一でございます。

受理番号1号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は農地中間管理事業による新規の賃貸借権設定です。

受理番号2号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は農地中間管理事業による新規の賃貸借権設定です。

受理番号3号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は農地中間管理事業による新規の賃貸借権設定です。

受理番号4号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は農地中間管理事業による新規の賃貸借権設定です。

受理番号5号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は農地中間管理事業による新規の賃貸借権設定です。

受理番号6号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は農地中間管理事業による新規の賃貸借権設定です。

受理番号7号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は農地中間管理事業による新規の賃貸借権設定です。

受理番号8号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は農地中間管理事業による新規の賃貸借権設定です。

受理番号9号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は農地中間管理事業による新規の賃貸借権設定です。

受理番号10号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による新規の賃貸借権設定です。

受理番号11号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は農地中間管理事業による新規の賃貸借権設定です。

受理番号12号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は農地中間管理事業による新規の賃貸借権設定です。

受理番号13号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は農地中間管理事業による新規の賃貸借権設定です。

受理番号14号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は農地中間管理事業による新規の賃貸借権設定です。

受理番号15号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による新規の賃貸借権設定です。

受理番号16号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は農地中間管理事業による新規の賃貸借権設定です。

受理番号17号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は農地中間管理事業による新規の賃貸借権設定です。

受理番号18号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は農地中間管理事業による新規の賃貸借権設定です。

受理番号19号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は農地中間管理事業による新規の賃貸借権設定です。

受理番号20号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は農地中間管理事業による新規の賃貸借権設定です。

受理番号21号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は農地中間管理事業による新規の賃貸借権設定です。

受理番号22号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は農地中間管理事業による新規の賃貸借権設定です。

受理番号23号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきま

しては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借権の再設定です。

各案件とも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上、ご審議よろしく申し上げます。

議長 ただいまの説明について、意見並びに質問ありませんか。ありませんか。  
全委員 なし。

議長 ないので、受理番号1号から23号までについて、議案書のとおり米沢市が計画書を作成することに異議ありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないので、受理番号1号から23号までについて、議案書のとおり米沢市が計画書を作成することに決定いたしました。

次に、議第6号 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画（案）について、を議題といたします。

議案の内容について、事務局から説明をお願いいたします。

渡部主事 (挙手)

議長 渡部主事。

渡部主事 議第6号につきまして、別添につけております様式第7号1番というものをもとにしまして配分計画を作成することとなります。内容につきましては、前回農地部会の後に見ていただいたものと同じものでございます。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 ただいまの説明について、意見並びに質問ありませんか。ありませんか。  
全委員 なし。

議長 ないので、議第6号 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画（案）について、異議がなかったことを米沢市長に回答することに異議ありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないので、議第6号 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画（案）について、異議がなかったことを米沢市長に回答することに決定いたしました。

以上で本日提案いたしました議案について全て審議終了しましたが、ほかに何かありませんか。

15番 (伊藤精司委員 挙手)

議長 伊藤委員。

15番 15番伊藤です。

さっきのマッチング案のことで、ちょっと下小菅あたり随分賃借料安いようだけど、米とれないところなんですか。

- 2 番 (大橋久芳委員 挙手)
- 議長 地元として、大橋委員。
- 2 番 佐藤利夫委員の案件なもので、私も何でこんなに安いんだって確認とりましたら、〇〇さんのほうからも、やっぱりそこはすごく田んぼが未整地で、あぜというか草刈りするところがすごく広いそうなんです。本人もそのくらいで仕方ないということで納得しているということでしたので、これ以上私も言わなくてもいいのかなと思って。確かに安いとは思いますが、そういう条件の悪いところなようです。
- 議長 条件が悪いというようなことで、その地帯において適正ではないかということでした。よろしいですか。では、そのほか何かありませんか。
- 全委員 なし。
- 議長 以上で本日提案いたしました議案について全て審議終了しましたが、ほかに何かありませんか。
- 全委員 なし。
- 議長 ないようですので、これで第26回農地部会を閉会いたします。
- 閉会 午前10時00分

以上、会議の顛末を記載し、相違ないことを認め、ここに署名する。

平成28年9月9日（金）

米沢市農業委員会

農地部会長

-----

議事録署名委員

-----

議事録署名委員

-----